

香川県立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和2年3月31日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

香川県病院局管理規程第3号

香川県立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

香川県立病院事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
(院長の決裁事項の代決) 第6条 略				(院長の決裁事項の代決) 第6条 院長が不在のときは、別表第1の代決者の欄に掲げる職にある者が院長の決裁することのできる事項を代決することができる。					
別表第1（第2条、第6条関係）				別表第1（第2条、第6条関係）					
県立病院	代決者			県立病院	代決者				
	第1順位	第2順位			第1順位	第2順位			
略				略					
香川県立 白鳥病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、 その他の事務については事務局長		略	香川県立 白鳥病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する <u>主任部長</u> 、 その他の事務については事務局長		略		
別表第3（第3条、第4条関係）				別表第3（第3条、第4条関係）					
関係事務	事 項	院長 委任	決裁区分			院長 委任	決裁区分		
			院長	事務 局長	事務 局長 等		院長	事務 局長	事務 局長 等
1 略									
2 服務 関係事 務	(1)～(3) 略 (4) 所属の会計年度任用職員 及び臨時的任用職員以外の職 員の病気休暇（公務又は通勤 による負傷又は疾病に係るも のを除く。）、特別休暇（職	略				2 服務 関係事 務	(1)～(3) 略 (4) 所属の職員の病気休暇（ 公務又は通勤による負傷又は 疾病に係るものを除く。）、 特別休暇（職員の勤務時間、 休暇等に関する規則（平成7	略	

員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）第15条第1項第2号、第4号、第6号、第7号及び第15号から第17号までに掲げる場合のものに限る。）介護時間及び部分休業の承認等を行うこと。				
(5) 所属の会計年度任用職員及び臨時的任用職員以外の職員の年次休暇及び特別休暇（(4)に掲げるものを除く。）の承認等を行うこと。				
ア・イ 略				
(6) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の休暇及び部分休業の承認等を行うこと。				
ア 所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの		○		
イ 事務局等職員に係るもの				○
(7)～(11) 略				
(12) 週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間を定めること（所属の非常勤の職員に係るものに限る。）。		○		
(13)～(16) 略				
(17) 所属の非常勤の職員の通勤に係る費用弁償の額を決定し、及びその確認を行うこと。			○	
3 略				

年香川県人事委員会規則第3号）第15条第1項第2号、第4号、第6号、第7号及び第15号から第17号までに掲げる場合のものに限る。）介護時間及び部分休業の承認等を行うこと。				
(5) 年次休暇及び特別休暇（(4)に掲げるものを除く。）の承認等を行うこと。				
ア・イ 略				
(6)～(10) 略				
(11)～(14) 略				
3 略				

附 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。